げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑦　「第６号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第２号に掲げる工事について、次により記載するものとする。

イ　住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第42条の２の２第２項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」又は「５－２一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

ロ　増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第42条の２の２第２項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」又は「５－２一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑧　「第７号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第７号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

(2)　「（２）実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第７号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3)　「（３）実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

①　「①　特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第１号工事～第７号工事に要した費用の総額」の欄には、施行令第42条の２の２第２項第１号から第７号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「②　特定の増改築等のうち、第１号工事～第６号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第１号工事～第６号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第42条の２の２第２項第１号から第６号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

③　「③　特定の増改築等のうち、第４号工事、第５号工事、第６号工事又は第７号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

イ　「ア　第４号工事に要した費用の額」の欄には、第４号工事に該当する工事の合計額を記載するものとする。

ロ　「イ　第５号工事に要した費用の額」の欄には、第５号工事の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

ハ　「ウ　第６号工事に要した費用の額」の欄には、第６号工事の１～４のいずれかに該当する工